

第 714 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和元年 12 月 9 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はおりません。傍聴人は 3 名となっております。

それでは傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○会長 では、ただいまから「第 714 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。

前回の審議会以降の 11 月 11 日から 12 月 8 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、2 誌を指定図書類とすること、1 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

11 月 14 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書類につきましては 11 月 15 日に告示、優良映画については 11 月 19 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリー e ルール講座」を 30 回開催いたしました。立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、12 月 4 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。

意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の

資料に添付しております。

また、2ページから3ページには過去1年間の不健全図書類の指定実績を、4ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の11月分の活動状況でございます。令和元年11月までに委嘱しております協力員は852名です。11月の活動者数は62名、調査店舗数は295店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全図書として指定した図書類を販売している店舗はございませんでした。

次に、表示図書類を販売している店舗のうち、包装が適切になされていない店舗が1店舗ございました。類似図書類につきましては、問題のある店舗はありませんでした。青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗はございませんでした。

次に、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況でございますが、今月はございませんでした。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が9店舗、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗ございました。類似図書類につきましては販売している店舗はございませんでした。

二番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が3店舗ございました。

三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、カラオケボックスにおいて2店舗で、まんが喫茶において1店舗で、ネットカフェにおいて1店舗で、それぞれ青少年制限掲示がございませんでした。また、ネットカフェにおいてフィルタリングが導入さ

れていない店舗が2店舗ございました。

四番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて、7ページにございます雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届け出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。

下段、自動販売機立入調査については、6台を調査し、問題のあるものはございませんでした。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしく申し上げます。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

ページ1の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1135号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。

こちらに記載されました図書類は、令和元年10月29日から令和元年11月28日までの間

に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計 128 誌のうちから、7 ページ、8 ページに記載してございます。条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が「BAMBOO COMICS [Qpa collection] バカにつける薬がない!」、令和元年 11 月 29 日付で「株式会社竹書房」より発行されております。過去 1 年間の指定は 3 回です。

該当箇所につきましては全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、12 月 4 日に自主規制団体から意見を聴取して、3 ページに取りまとめております。ご覧いただきたいと存じます。

当日は 16 名の方が出席されました。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が 12 名です。

その主な内容は、「漫画家のスランプから始まるストーリー。全編大部分ということだが、性器の描き方が直接的ではないため、初めは余り強い印象は受けない。しかし読み進むに従って描写が多いと感じる。暴力的な表現は見られないが、結合している表現も幾つか見られ、全体的にも多いと思う。指定該当」などでございます。

「指定非該当」の意見の方は 2 名で、その主な内容は、「性器のぼかし、消しは輪郭がわかるものもあるが配慮はされている。性交シーンが多いが、コミカルな登場人物もいたりして、不快感もなく、全体的に人格否定もない。総合的に判断し指定非該当」などでございます。なお、保留の方が 2 名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。

では、特によろしければ、調査に入っていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

(図書調査)

○会長 それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員の方からご意見をお伺いして

まいります。

では、まず、D委員、お願いいたします。

○D委員 この出版社は3回目の指定ということです。ストーリーがあるような、ないような感じですけども、ただ、後半からは性行為が多過ぎますし、性器のぼかしもありますが、すぐリアルに見えておりましたので、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次に、K委員。

○K委員 私も指定該当でお願いいたします。確かに雑な描き方で、ちょっとぼかしは多かったですけれども、この薬物の使用ということもありますのでアウトだと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、H委員。

○H委員 結論から申し上げますと、指定該当でお願いしたいと思います。

個人的には、修整の仕方もいろいろな見方があると思うんですけど、卑わい感は全体的に少ないかなというふうな思いもあつたんですが、やはり薬物の使用については重たいかなというふうに思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、森山委員。

○森山委員 修整の甘い部分もまだありますし、やっぱり区分陳列していただきたいと思いますので、指定該当でお願いします。

○会長 では、次に、A委員。

○A委員 はい。指定該当だと思います。

○会長 では、次、E委員。

○E委員 性器の消しが甘いというところと薬物の使用の表現があるということで、指定該当でよろしいと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、B委員。

○B委員 はい。私も指定該当でお願いします。やはり、特に後半、性器の消しが甘いんじゃ

ないかというところと、あと、薬の使用と、快楽に結びつける感じが、やっぱり表現があるのはよろしくないだろうと思いますのでお願いします。

○会長 はい。

では、次、J 委員。

○J 委員 はい。私も、指定該当でお願いします。やはり性器のぼかしというか、私は、一応、何となくはできているんですけども、形、形状がわかるような感じですし、性交シーンが非常に多いということで、青少年にはふさわしくないと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、内田委員。

○内田委員 指定該当でお願いいたします。性交描写、それから薬物使用という観点から該当と判断しました。

○会長 では、次、I 委員。

○I 委員 はい。私も指定該当でお願いいたします。前半、ストーリー性がもっとあるのかなと思いつつも、後半は結構刺激的な内容で、やっぱり薬物使用というのも問題かなと思うんですね。

この指定非該当の下から2番目の人が、「これくらいなら指定非該当」と書いているんですけども、その基準というのはその人によってかなり違うと思うんですけども、やっぱりかなり厳しいんじゃないかなと思いますので、指定該当でお願いします。

○会長 では、次、C 委員。

○C 委員 今の下から2番目のもう一個上の、下から3番目なんですけど、最後のところに「性器の描写だけが問題で、青少年がどのように受け取るかは疑問が残る。保留」。専門的に見ればそういう意見というのはわからなくはないんですけど、一般的に全部読ませていただいて、この本が何に該当するのか、やっぱり全編大部分、卑わいな描写でつづった本であるということには何ら変わりがないと考えますので、区分陳列でお願いしたいです。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、F 委員。

○F 委員 区分陳列をして、青少年の目に入らないようにしていただきたいと思います。

○会長 では、次、山本委員。

○山本委員 私も指定該当でお願いします。性交描写のあり方、そして薬物を使用した性交場

面は青少年の健全な育成の阻害要因になるというふうに考えます。

以上です。

○会長 次に、G委員。

○G委員 「打合せ会」のメンバーの大半がこれをやはり区分陳列の対象だと言っている理由の根拠というのが、この3pとといいますか、3人でのセックスとか、人格否定的で、暴力的なところとか、あるいは人の弱みにつけ込んで襲ったりするシーン、それに薬物使用が最後の章の第6章のところで、何の薬物なのかよくわからないんですけども出てくるんですね。

こうしたかたちで、性を楽しむというかな、性をエンジョイするためのテクニックといただきますかね、そういうものがさまざまに出てきているんで、これは青少年が読むというよりは大人が読む対象だろうということで、私も区分陳列だと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、会長代理。

○会長代理 私も、指定該当でお願いします。性器の描写を含め、全体として青少年、子供が読むべき本ではないと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後に私ですが、私も指定該当でお願いします。

理由は、各委員からお話がありましたものに尽き、青少年にはふさわしくない区分陳列にすべき本だと思います。

では、以上で、出席委員の全委員が指定該当でということですので、その趣旨で答申をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、それで答申をさせていただきます。

では、以上で、今日の調査・審議事項は終了でございます。

それでは、事務局から、ほかの連絡事項をお願いいたします。

○若年支援担当課長 11ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申出の11月処理分でございます。

都民の申出の11月処理分は、メールによるものが10件、電話によるものが2件ございました。

メールによるもののうち7件につきましては、前回ご紹介させていただきました同じ図書

類に関するものです。匿名での申し出となっておりますが、内容等から考えますと、同一の方からの申し出と推測されるものでございます。

本件についても前回同様、条例施行規則第 15 条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断してございます。

また、電話によるもののうち 1 件につきましては、「小学生の娘が購入した本が、子供が読むには内容がおかしい。不健全図書に当たらないのか検討してほしい」という内容の申し出でございました。

事務局において申し出のあった図書を確認したところ、全裸での性的行為を描いている場面はあるものの、これまでの指定図書類と比べて、著しく性的感情を刺激するものとは言えず、諮問には至らないと判断いたしました。

また、メールによるものの残りの 3 件及び電話によるものの残りの 1 件につきましては、同じ屋外広告物に関するもので、「店の店外に設置されている看板が卑わいである。胸元だけ着衣しておらず、極小水着で乳房を強調したイラストや、『エッチ』や『孕ませ』などの文字が並んでいる。店の近くには幼稚園や小学校もあり、大通り沿いであることから、多くの青少年、未成年が目にする可能性がある」という申し出でした。

職員が現地で申し出のあった看板を確認し、店舗の担当者に掲示時期などを確認いたしました。その後、当該看板は別のものに差しかえられ、掲示されていないことを現地に行き確認しております。

都民の申し出は以上でございます。ご意見、ご質問がございましたら、お伺いしたいと存じます。

○会長 ただいまの説明につきまして、何か、ご意見、ご質問ございますか。

○G 委員 屋外広告は、これは書店に絡んだものでしょうか。何か、書籍とか、雑誌とかに絡んだものだったんでしょうか。

○若年支援担当課長 ゲームソフトです。

○G 委員 ゲームソフト、そうですか。

ありがとうございます。それだけです。

○会長 ほかに、ご質問ございますか。

はい、どうぞ。

○F 委員 メール、電話のお申し出があった件に関して、当局のご見解はお戻しされています

か。指定図書に、不健全図書に当たらないというご判断をされて、そういうふうに判断しましたとお返事をされているのでしょうか。

○若年支援担当課長 まだ返答はしてございません。

○F委員 まだ返答していないのはいいんですけど、返答はした方がいいと思いますね。こういうふうに判断しましたというふうに言った方がいいのではないかなと私は思います。

○会長 個別に返答をできるものについては返答されるということによろしいでしょうか。

○若年支援担当課長 匿名での申出もございますが、返答可能なものにつきましては、そのように返答させていただきたいと思います。

○会長 では、今後についてはきちんと返信をされるということでいいのでしょうか。事務局、よろしいですか。

○若年支援担当部長 はい。

○会長 では、それでよろしくをお願いします。

ほかに、何かございますか。

では、次に連絡事項を進めていただきたいと思います。

○若年支援担当部長 次回審議会に諮問予定の映画が1本ございますので、ご案内いたします。作品名は『ビッグ・リトル・ファーム理想の暮らしの作り方』。

試写会が12月20日（金曜日）午後1時から、試写会場は、港区六本木のラピロス六本木3階にございますアスミック・エース試写室でございます。

試写会にご参加いただける場合は、お配りしております調査票を事務局へご提出ください。

なお、ご都合がつかない場合、DVDでの視聴も可能でございます。DVDをご希望の方は、後日お送りいたしますので、お配りしております調査票にてお申し込みください。

また、本日、令和2年度分の審議会の日程表をお配りしてございます。ご確認の上、皆様には、ご出席どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 では、本日の調査事項について、何か質問等ございましたら最後にお問い合わせいたします。

では、調査・審議事項はこれで終了といたします。

傍聴人の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまっておきますよう、よろしくお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。

事務局から説明をお願いします。

○若年支援担当課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

不健全図書の告示予定日は令和元年12月13日（金曜日）、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和元年12月12日（木曜日）となります。告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和2年1月14日（火曜日）の15時30分からとなります。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。

今年1年間、委員の皆様、円滑な審議、また活発なご意見をいただき、本当にありがとうございました。来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

午後4時05分閉会